

# 平成28年熊本地震への 対応状況等

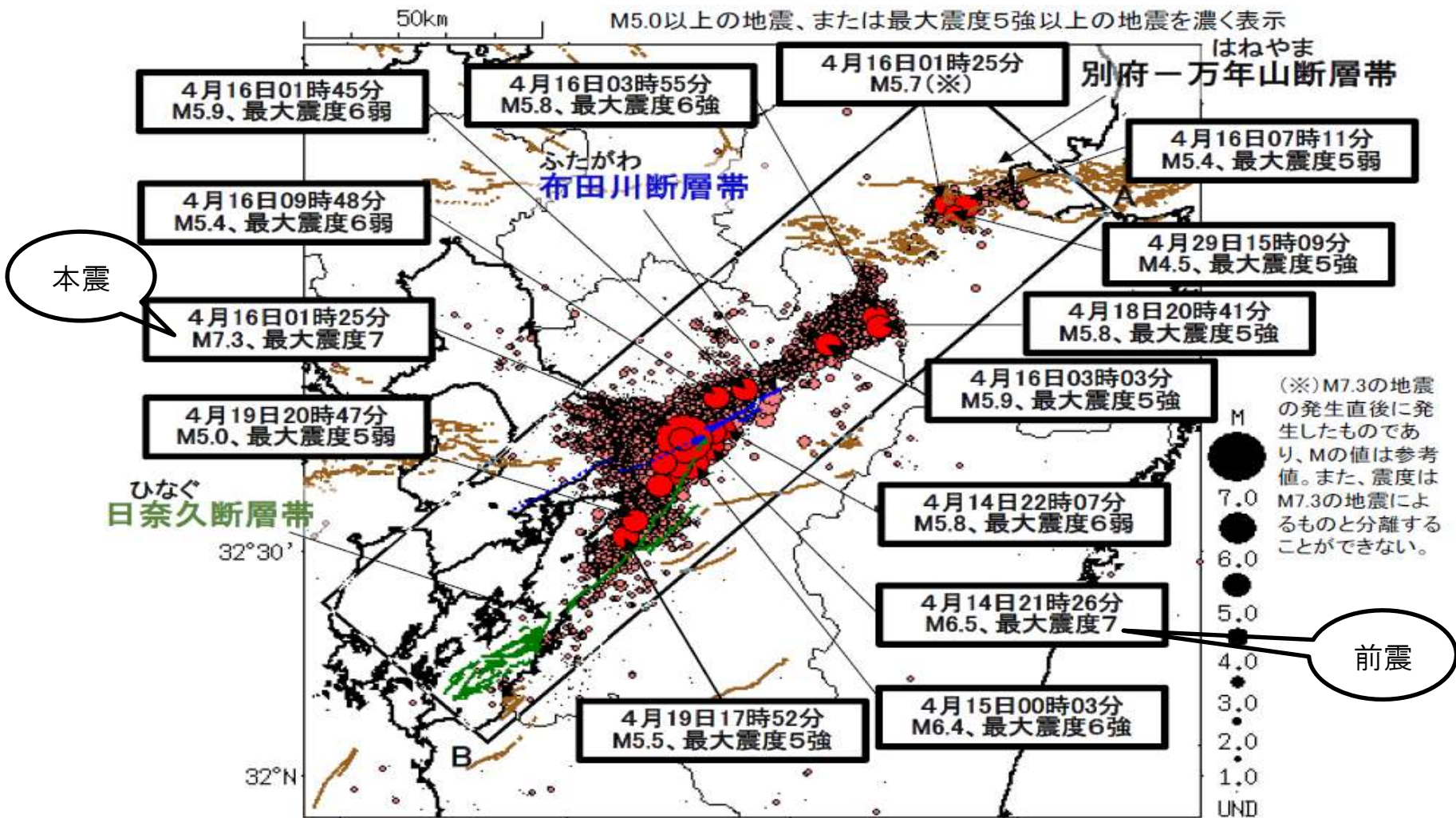
平成28年8月



(障がい保健福祉課関係 P11～)

# 1 地震の概要

## ① 震源（熊本地方）付近の状況



地震の状況(気象庁発表) 7月 31日 17時00分現在

1 回目 (前震)	日 時	平成28年4月14日(木) 午後9時26分
	地震規模	震度7 (益城町) 震度6弱 (熊本市東区、熊本市西区、熊本市南区 外) 震度5強 (熊本市中央区、熊本市北区 外)
	マグニチュード	6.5
	震源の深さ	11km
2 回目 (本震)	日 時	平成28年4月16日(土) 午前1時25分
	地震規模	震度7 (益城町、西原村) 震度6強 (熊本市中央区、熊本市東区、熊本市西区 外) 震度6弱 (熊本市南区、熊本市北区 外)
	マグニチュード	7.3
	震源の深さ	12km

震度別地震回数

日 付	最大震度別回数									震度1以上を 観測した回数	
	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	回数	累計
H28.4.14	12	10	6	9	1	0	1	0	1	40	40
H28.4.15	30	51	19	10	1	0	0	1	0	112	152
H28.4.16	20	70	67	36	4	1	2	1	1	202	354
H28.4.17	29	70	28	11	0	0	0	0	0	138	492
H28.4.18	19	33	22	4	0	1	0	0	0	79	571

5

H28.7.28	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,928
H28.7.29	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1,934
H28.7.30	3	1	0	0	0	0	0	0	0	4	1,938
H28.7.31	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1,941

## 2 本市の被害概要 (H28.8.8)

現段階の速報値であって、確定値ではありません。

### (1) 人的被害

人的被害は、計 1, 375 人

	人 数	備 考
死 者	27人	
重傷者	405人	
軽症者	943人	
計	1,375人	

<死者の内訳>

①警察が検視により確認している死者数 6人

②震災後における災害による負傷の悪化又は身体的負担による疾病により死亡したと思われる死者数 21人※

※ 正式には審査会を経て決定

### (2) 住家被害

住家被害は、約10万棟

	被害棟数	備 考
全 壊	2,430棟	
半 壊	14,105棟	
一部損壊	82,230棟	
計	98,765棟	

(注)熊本市では、り災証明申請件数ベースで計上されているため、複数の世帯が入居するマンションなどが重複して計上されている可能性があります。

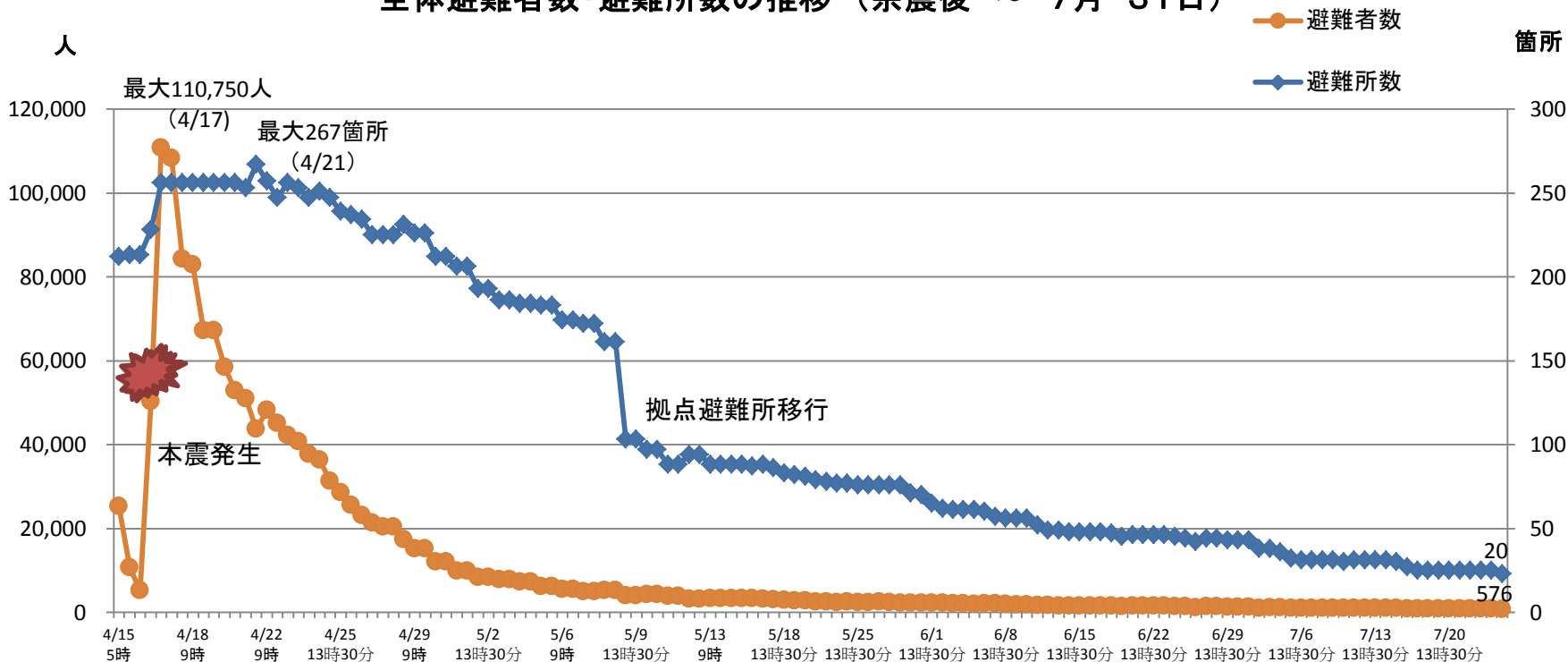
### (3) 避難所及び避難者数 避難所への避難者は、約600人

【参考】最大時 (H28.4.17時点)

避難所数	20カ所
避難者数	576人

避難所数	267カ所
避難者数	110,750人

全体避難者数・避難所数の推移 (余震後 ~ 7月 31日)



## (4) ライフラインの復旧状況

施設	被害状況と対応	対応
水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源地等停止96箇所</li> <li>・管路破損による断水</li> </ul>	4月30日通水完了 <small>※一部水が出ない世帯あり            上下水道局で給水活動継続</small>
電気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・68,600戸停電（4月16日6時時点）</li> </ul>	4月18日午後復旧
ガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1,123戸供給停止（4月15日14時時点）</li> <li>・105,000戸供給停止（4月16日5時時点）</li> </ul>	4月30日復旧完了

## (5) 被害額について

### (1) 国

- ①平成28年4月25日 国土交通省  
熊本地震における公共土木施設被害額 約**3,200億円**（速報値）
- ②平成28年5月23日 内閣府試算  
熊本地震の建物・インフラ関係被害額 約**2.4兆円～4.6兆円**
- ③平成28年5月30日 農林水産省  
九州7県の農林水産業関連の被害総額 約**1,347億9千万円**

### (2) 県

- ①平成28年5月13日 熊本県農林水産部  
熊本県の農林水産関係被害額 約**1,345億円**
- ②平成28年5月27日 熊本県商工観光労働部  
熊本県の被害額推計（製造業、商業・サービス業等の建物・設備等の被害額等）**8,200億円**
- ③平成28年6月7日 熊本県土木部  
熊本県内の公共土木施設被害額 約**1,902億円**

### (3) 市

- ①平成28年6月3日  
「製造業、卸・小売・サービス業、宿泊業」の建物・設備等の被害額推計 **1,720億円**

(6) 被害額について (市有施設等) 6月17日現在

**被害額 約1,880億円**

(1) 公共施設(庁舎、市営住宅、保健福祉施設、スポーツ施設、観光施設等): 約**1,300**億円

・ 主な構成要素

熊本城: 約560億円、市民病院: 約260億円(建替移転、一部復旧等)、学校施設: 約230億円

※熊本城については、重要文化財・建造物修復費を除く。

(2) インフラ施設(道路、橋梁、河川、公園、上下水道等): 約**430**億円

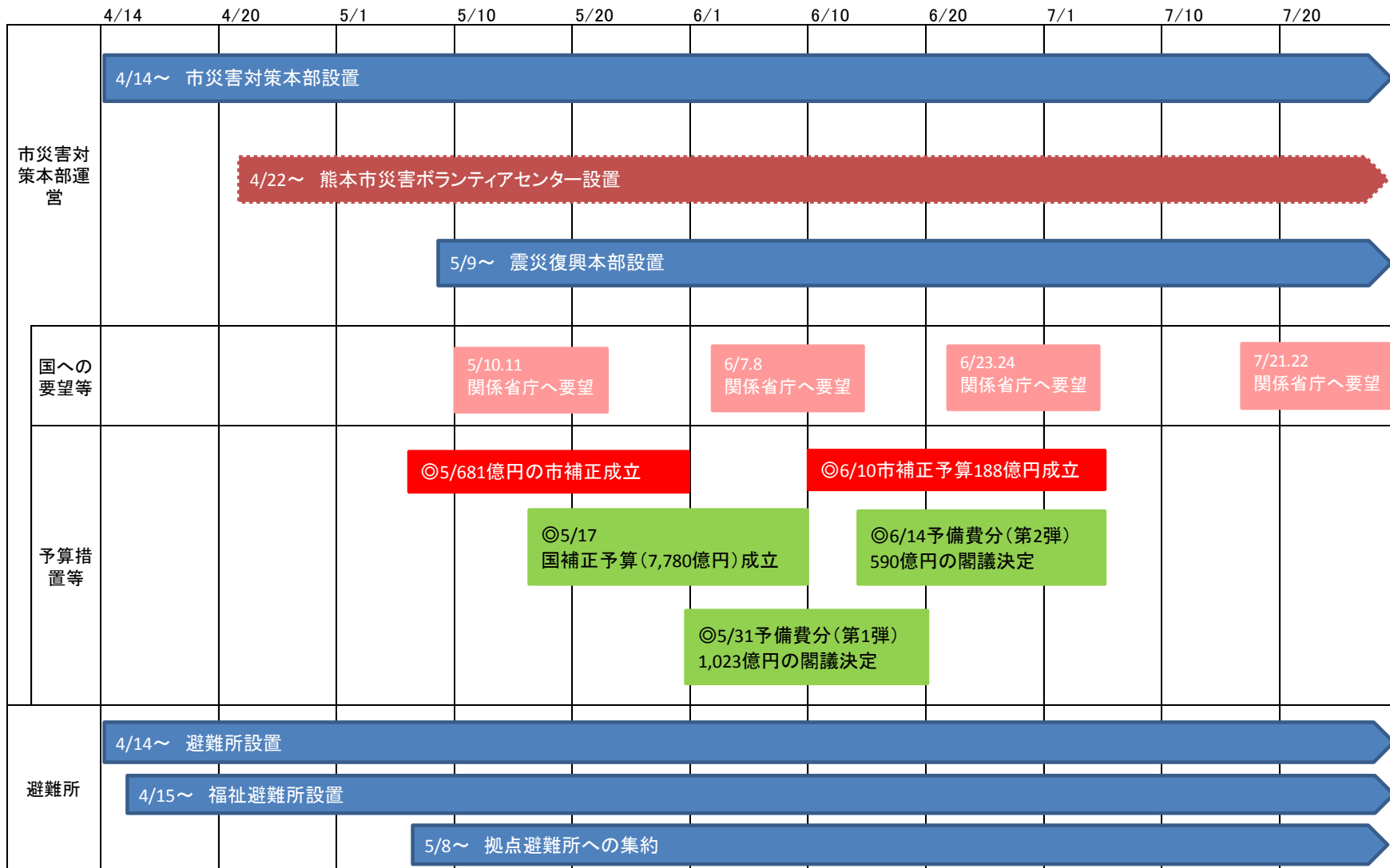
(3) 農作物等への被害: 約**90**億円

(4) 社会福祉施設: 約**60**億円

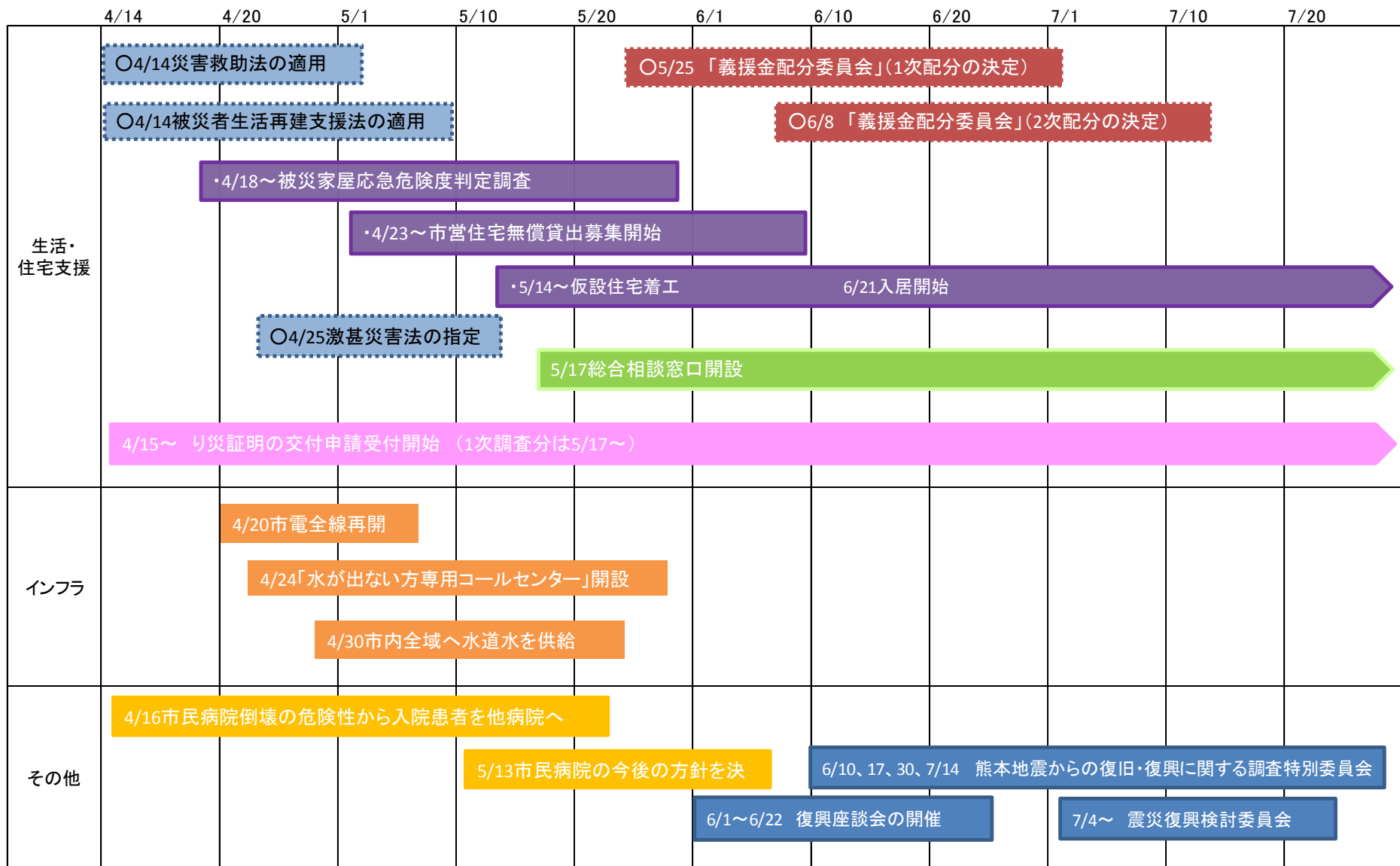
※現時点での試算結果であり、現在調査中のものが多数あるため、今後、金額の変動があります。

# 3 発災当初の国・市の対応及び復旧状況等

4月14日の発災直後からの災害対策本部運営を含む市の対応や、関連する国などの動きを各分野ごとに時系列で整理







## 4 他の地震との比較（県全体）

- 震度6弱以上の地震が7回、うち震度7は28時間内に2回発生（観測史上初）
- 震度6弱以上の大地震に見舞われた県民は本県人口の83%に及び、少なくとも県民の10%以上が避難（阪神・淡路大震災の約2倍）
- 危険と判定された建物は1万5千棟超（阪神・淡路大震災の2倍以上）

**熊本地震の規模、県全体に与える影響は、既に阪神・淡路大震災級**  
 ～今もなお余震が頻発する「終わりなき地震」であり、県民生活・経済の早期復旧の大きな足かせ～  
**地震・被害の規模** ※熊本地震の余震は 7月31日17時現在で 1,941回であり、更に増大する可能性あり。

	震度6弱以上	余震 発災から15日間	被災市町村人口 (震度6弱以上)	最大避難者数 ※1	被災建築物 応急危険度判定 ※2
熊本地震	7回 うち震度7が2回	1,028回	約148万人 (県人口の約83%)	約18.4万人 (県人口の10.3%)	57,038棟
阪神・淡路 大震災	1回	230回	約232万人 (同42%)	約31.7万人 (同5.7%)	6,476棟
新潟県中越 地震	5回	680回	約38万人 (同16%)	約10.3万人 (同4.2%)	5,243棟

※1 避難者数は、指定避難所内の人数であり、避難所以外の車中泊等の人数は含まれない。

※2 応急危険度判定(5月31日現在)の件数。

## 熊本地震における対応について（障がい保健福祉課関係）

**1. 戸別訪問等による安否確認**

**2. 福祉避難所の提供**

**3. 障がい者・高齢者支援ボランティアの募集**

**4. 要援護者への市営住宅の優先提供**

**5. 視覚・聴覚障がい者に対する支援業務に係る支援者の派遣要請**

**6. 障害福祉サービス利用者負担の免除等**

**7. 振り返り（課題及び対応案）**

# 1. 戸別訪問等による安否確認

## (1) 避難行動要支援者（障がい児・者）を対象とした支援

### 【対象者】

避難行動要支援者名簿（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級）の約22,000人（重複あり）から65歳以上と障害福祉サービス受給者を除いた約9,000人。

### 【実施方法】

相談支援専門員による戸別訪問

→特定非営利法人日本相談支援専門員協会（NSK）及び日本障害フォーラム（JDF）の支援により全国の相談員が戸別訪問に協力

### 【実施時期】

平成28年4月29日 戸別訪問開始 6月23日 一次訪問終了

6月27日～28日 東区の一部（被害の大きい地域）のみ二次訪問実施

※ 別途、在宅の要介護3以上の高齢者及び要援護者で介護保険や障害福祉サービスを利用していない方を対象に、保健師及び看護師による戸別訪問を実施（高齢介護福祉課にて対応）。

### 【進捗状況】

	対象者数	不在数	完了数	継続→完了
中央区	2,116	1,007	1,058	51
東区	2,554	862	1,600	92
西区	1,096	443	616	37
南区	1,439	612	785	42
北区	1,509	434	1,046	29
合計	8,714	3,358	5,105	251
訪問進捗率	100.0%			8,714

## 【課題】

○居所が特定できなかつた者への対応が不十分ではないか。

○今回の対象となっていない障がい者（障害等級及び65歳以上）についての対応が不十分ではないか。

## ☆課題への対応☆

### ①市ホームページ等での情報提供（7月～）

#### ア. 生活再建に関する相談案内

障害福祉サービス以外のインフォーマルな支援

- ・被災住宅の片付け
- ・障がい児の見守り支援
- ・新しい住宅への引越し支援
- ・傾聴などの精神ケア
- ・入浴支援
- ・病院への同行支援 など



#### イ. 障害福祉サービスに関する相談案内

- ・障害福祉サービスの利用援助
- ・社会資源を活用するための支援
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・ピアカウンセリング
- ・権利擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介
- ・虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整



※市ホームページ以外にも、市フェイスブックや市政だより（8月号）でもお知らせしている。

### ②全ての手帳所持者に対し「支援のお知らせ」を送付（7月上旬～8月上旬）

#### 【対象者】

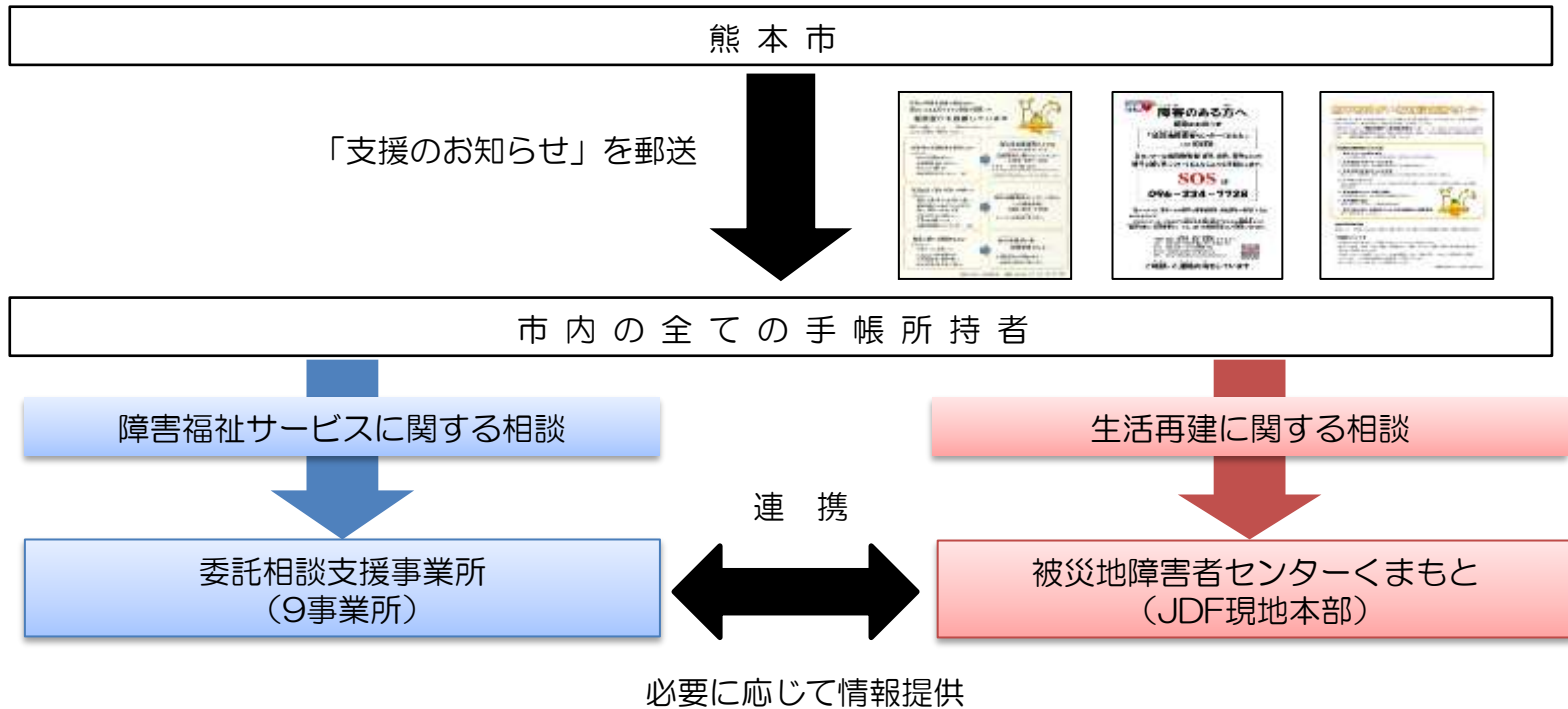
全ての手帳所持者 約42,000人

- ・身体障害者手帳（1～6級）
- ・療育手帳（A1、A2、B1、B2）
- ・精神保健福祉手帳（1～3級）

#### 【送付したもの】

- ・相談窓口のおしらせ
- ・生活再建に関する相談案内
- ・障害福祉サービスに関する相談案内

## 【イメージ】



- ※ 「支援のお知らせ」の送付に対する問い合わせが市に対して多く寄せられた。
- ※ 転居等により「支援のお知らせ」が返戻された者への対応は今後の課題。

## (2) 障害福祉サービス利用者を対象とした支援

### 【対象者】

障害福祉サービス利用者 = 約7,000人。

### 【実施方法・実施時期】

指定相談支援事業所をはじめとした障害福祉サービス事業所が、各利用者に対して安否確認を実施（5月までに終了）。

## 2. 福祉避難所の提供

福祉避難所とは、熊本市内に地震や風水害等の災害が発生し、災害救助法の適用を受けた場合、体育館等の一般避難所では避難生活を送ることが困難な方々（要援護者）については、協定に基づき、熊本市が予め指定する施設を福祉避難所として開設し受け入れを行うもの。熊本地震発生前の協定施設は55施設。

### 【実施方法】

保健師等が避難所巡回を行い、福祉避難所への入所の可否を判断。

入所が必要とされたケースに応じて、福祉避難所とのマッチングを実施。また、電話による問合せがあった場合にも内容を詳しく聞きとり、入所の可否を判断し、福祉避難所との調整を実施。

### 【受入状況】

延べ28施設で235人受入（退所228人）。8月上旬現在、6施設で7人を受入中。

	熊本市内	熊本市外	合計
協定施設数（熊本地震発生前）	37施設	18施設	55施設
利用した施設数（新規協定施設含む）	20施設	8施設	28施設
8月上旬現在までの受入者総数	211人	24人	235人
8月上旬現在の受入者数	6人	1人	7人

※5月24日からは川崎市の支援を受けて、避難者と面会し、状況の聞きとりや各種情報提供を行いながら生活再建の支援を行った。

### 【課題】

- ・協定施設自体が被災することを想定した上での協定施設数の確保
- ・熊本学園大学のような障がい者等を受け入れるバリアフリー施設の確保
- ・福祉避難所への避難が困難な障がい児・者（家族）への対応



### 3. 障がい者・高齢者支援ボランティアの募集

震災後の福祉避難所の開設に伴い、施設側から人的支援が必要との要望が寄せられたため、福祉避難所に避難している障がい者及び高齢者の方への介助などの支援を行うボランティアを市のHPやフェイスブックにより募集し、福祉避難所等への派遣を行った。

5月の連休までは多くの応募があり、施設からの派遣依頼も多かったが対応できた。連休を過ぎると応募が減少したため、より緊急度の高い施設への派遣を行った。

#### 【実施時期】

4月20日から7月31日まで

※地震発生から約3ヶ月が経過し、各施設の人員不足もほぼ解消したことから、7月31日をもってボランティアの募集を終了。



#### 【実施状況】

ボランティア申込者数	490名
ボランティア配置施設数	46施設 (内訳) 福祉避難所 38施設 (障がい者施設7施設、高齢者施設31施設) その他 8施設 (熊本学園大学、若葉小学校など)
活動内容	身体介助、入浴介助、食事介助、排泄介助、見守り、傾聴、環境整備、レクリエーション補助、職員の子の保育 等

※ボランティア申込者のうち、約8割が県外からの参加者であり、約7割が介護福祉士等の有資格者であった。



## 4. 要援護者への市営住宅の優先提供

熊本地震により住家に損壊を受け、避難所等（避難所、福祉避難所、車中泊、親戚宅等）にて、真に住宅に困窮している要援護者（要介護者、障がい者、妊婦等）に対し、市営住宅、特定優良賃貸住宅等への優先的な入居の調整を行った。

### 【対象者】

- ①要介護者 要介護認定1～5
- ②障がい者 身体障害者手帳1～4級  
療育手帳A1、A2、B1、B2  
精神障害者保健福祉手帳1～3級
- ③妊婦及び5月末時点で1歳未満の乳児がいる世帯



### 【実施方法】

避難所や福祉避難所を市職員が巡回しての意向調査を実施。また、電話や窓口による受付も実施。要援護の度合い等に応じて、可能な限りその方にニーズにあった住宅のマッチングを実施。

### 【実施時期】

受付開始：5月7日～6月10日

入居開始：5月17日～（以後、マッチングを実施し入居に繋げた）

※受付終了後に相談があった場合にも、マッチングを行って可能な限り市営住宅への入居に繋げた。

### 【課題】

要援護度の度合いやニーズ（場所や階数など）にあった住宅のマッチングを実施したが、以下の理由により要望に副えないケースもあった。

- ・車椅子が利用できるバリアフリー物件が少ない
- ・低層階の物件が少ない
- ・被害が大きい東区の物件が少ない

## 【実施結果】

	受付件数	マッチング結果		
		入居予定	住まい確保	マッチング不可
避難所受付	91	51	39	1
福祉避難所受付	29	23	5	1
障がい保健福祉課受付	231	150	75	6
（自宅）	73	51	21	1
（避難所）	24	16	7	1
（車中・テント等）	24	18	6	0
（入院・施設入所）	18	14	4	0
（親類・知人宅）	61	37	23	1
（その他）	31	14	14	3
合計	351	224	120	8

### ※マッチングできなかった主な理由

- ・希望するエリア（区や校区）に空き部屋がなかった
- ・1階若しくはエレベーター付の部屋を希望したが、空きがなかった
- ・車椅子が対応できるバリアフリーの部屋を希望したが、空きがなかった

市営住宅への入居が難しい方には、仮設住宅や雇用促進住宅、民間賃貸住宅の相談窓口等を紹介。

## 5. 視覚・聴覚障がい者に対する支援業務に係る支援者の派遣要請

### (1) 聴覚障がい者に対する支援

聴覚障がい者が避難している福祉避難所や区役所等で手話通訳等の情報・コミュニケーション支援を行う支援者（自治体職員等）について、厚生労働省に派遣要請した。

〈要請日〉 4月28日、5月11日

〈結 果〉 5月3日から31日までの期間に延べ132名を派遣

〈派遣先〉 避難所（巡回）、福祉避難所、区役所等

### (2) 視覚障がい者に対する支援

視覚障がい者に対する歩行訓練を行う支援者について、県外の関係団体に派遣要請した。

〈要請日〉 4月28日

〈結 果〉 4月30日から5月8日までの期間に1名を派遣

〈派遣先〉 点字図書館

## 6. 障害福祉サービス利用者負担の免除等

### (1) 震災による利用者負担の免除

熊本地震により被災された方を対象に、障害福祉サービスの利用者負担について、平成28年7月サービス利用分まで免除を行った（平成29年2月サービス利用分まで延長。免除適用期間については介護保険と整合を図っている）。

障害福祉サービスのほか、補装具及び日常生活用具についても同様の対応をしている。

#### 【周知方法】

「平成28年熊本地震被災者支援制度」掲載やホームページにて周知したほか、事業所に通知。問い合わせがあった利用者には、区役所福祉課又は障がい保健福祉課へ申請を行うよう周知を行った。

※厚生労働省は、介護サービスなどの他制度を参考に市町村で決定することとしており、介護サービスは国からの平成28年7月22日付事務連絡を受け、利用者負担の免除期間を平成29年2月サービス利用分まで延長。障害福祉サービス等についてもこれに準じて同様の対応。

### (2) 震災におけるホームヘルプサービス等の支給量増量

熊本地震において、被災した在宅の障がい者に対し、従前のホームヘルプサービス等の支給量では、今後の生活が困難となるおそれがある。そのため、従前のホームヘルプサービス等の支給量を超えたサービス利用を可能とする取扱いを行った。

#### 【周知方法】

居宅支援事業所等に対し周知。

### (3) 障がい者の福祉用具の再給付

熊本地震により熊本市から給付を受けた福祉用具の使用が出来なくなった場合、福祉用具の再給付を行った。

#### 【周知方法】

利用者負担の免除と同様。

## 7. 振り返り（課題及び対応案）

### （1）水や物資の提供

発災直後は避難所への物資提供が中心であり、障がい者施設においては水や物資が不足。また、避難所へも行くことが出来ない障がい児・者への対応が必要。

《対応案》

- ① 障がい者施設への物資提供については、各施設での備蓄や発災直後からの民間団体との連携による円滑な物資提供を行う。
- ② 避難所へ行くことが出来ない障がい児・者については、（2）の避難所のあり方を検討することで対応。

### （2）避難所のあり方

高齢者や車椅子を利用した障がい者等の災害弱者、避難所へ行くことが出来ない発達障がい児等への対応が必要。

《対応案》

- ① 車椅子でも利用できるバリアフリーとなっている避難所情報の提供を行う。
- ② 発達障がいのある方も避難出来る避難所の確保や避難所受入れ時における災害弱者への対応を具体化するなど避難所運営マニュアルを見直し、円滑な避難支援に繋げる。

### （3）福祉避難所のあり方

施設協会等との協定は締結していたものの福祉避難所の場所等の周知も出来ないまま災害発生であった。災害発生に備えた準備が必要。

《対応案》

- ① 受入れ人数の確保等について、日頃から施設協会等と協議を行うとともに、福祉避難所の場所や利用のスキーム等について事前に周知しておく。
- ② 施設自体が被災している場合や入所施設では既に利用者がある中での避難者受入れとなる等かなりの負担となる。福祉避難所への受入れとあわせて人的支援を行うなど体制の整備を行う。

## (4) 住まいの提供

市営住宅の優先提供等により多くの障がい者へ提供できた一方、低層階等の希望する住宅の提供が十分でなかったことや車椅子の障がい者は仮設住宅には入れない等の要望もあった。

《対応案》

- ① 住宅確保は生活再建に向けての最重要事項。災害発生直後から住宅部局と連携し、市営住宅等の提供に努める。
- ② 住宅部局と連携し、仮設住宅の基準（災害救助法）緩和について、国に要望済。

## (5) 人的支援のあり方

障がい者に対する安否確認等について障がい者団体の多大な協力により実施したが、何ら財源措置がなく検討が必要。

《対応案》

- ① 自ら助けを求めることが困難な障がい者に対する安否確認等は重要な被災者支援であり、災害救助法の適用となるよう財源措置について、国に要望済。